

上山市告示第41号

上山市最低制限価格制度に関する規程を次のように定める。

令和8年3月16日

上山市長 山本幸靖



上山市最低制限価格制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、上山市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき最低制限価格を設けて競争入札の落札者を決定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事等)

第2条 最低制限価格を設定する建設工事等は、競争入札に付する次に掲げる建設工事等とする。ただし、最低制限価格を設定することが不相当であると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 予定価格が200万円を超える建設工事（修理又は修繕的な建築工事、機械設備工事及び電気工事等は除く。）
- (2) 予定価格が200万円を超える測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内において、別に定める方法により算出する。

- (1) 建設工事 入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に100分の75を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の92を乗じて得た額まで
- (2) 測量業務 入札書比較価格に100分の60を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の82を乗じて得た額まで
- (3) 建築関係の建設コンサルタント業務 入札書比較価格に100分の60を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の81を乗じて得た額まで
- (4) 土木関係の建設コンサルタント業務 入札書比較価格に100分の60を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の81を乗じて得た額まで
- (5) 地質調査業務 入札書比較価格に3分の2を乗じて得た額から入札書比較価格

に100分の85を乗じて得た額まで

(6) 補償関係コンサルタント業務 入札書比較価格に100分の60を乗じて得た額から入札書比較価格に100分の81を乗じて得た額まで

5 最低制限価格は、千円を単位として定める。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 最低制限価格制度の適用があること。

(2) 最低制限価格を下回る価格での入札は、失格となること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

2 最低制限価格は、入札後に公表するものとし、公表の方法等については、別に定める。

(落札者の決定)

第5条 入札執行者は、入札の結果、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者がいた場合には、当該入札をした者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(入札の不調)

第6条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札を不調とする。

(入札執行表への記載)

第7条 入札執行者は、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、入札執行表の摘要欄に失格と記載するものとする。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。